

鳥羽市全員協議会会議録

令和5年2月15日

○出席議員（13名）

1番	南川則之	2番	濱口正久
3番	瀬崎伸一	4番	片岡直博
5番	奥村敦	6番	河村孝
7番	山本哲也	9番	木下順一
10番	戸上健	11番	浜口一利
12番	坂倉広子	13番	坂倉紀男
14番	世古安秀		

○欠席議員（1名）

8番 中世古 泉

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 岩井 太
議事総務係 岡村 なぎさ
書 記

次長兼 平山智博
議事総務係長

(午後 1時00分 再会)

○木下順一議長 勉強会に引き続き、お疲れ様です。

ただいまから全員協議会を再会いたします。

ご案内のように、中世古議員については、体調不良で欠席する旨の連絡がありましたので、ご報告をいたします。

本日、ご協議いただきます案件は、お手元に配付してあります事項書に記載の2件であります。

それでは、協議事項に入りたいと思います。

まず、協議事項1の三重県離島振興計画（案）についてであります。

事務局のほうから説明を願います。

局長。

○岩井事務局長 データのほうに三重県離島振興計画（案）に対する意見及び三重県離島振興計画（案）に関する陳情書というデータが入っていますので、ご覧ください。

まず初めに、三重県離島振興計画（案）に対する意見のほうなんですけど、まず先に、1月23日に企画から全員協議会の場において、三重県離島振興計画（案）、見え消しがあったと思うんですけども、その説明があったと思います。

その後、2月1日に三重県から三重県の離島振興計画を策定したということで、パブリックコメントをホームページで公表されていますので、その点については、議員の皆様にもメール等でお知らせさせていただいたところであります。

今回、鳥羽市議会として三重県が作成したそのパブリックコメントにかけた離島振興計画の特に架橋に関する取組についての書きっぷりがちょっといささか弱いのではないかということのお話がありまして、今パブリックコメント中ですので、鳥羽市議会として意見を要求というか、してはどうかということで、この三重県離島振興計画に対する意見という形で取りまとめさせていただきました。

パブリックコメントですので、同伴についていろんな意見があるかと思っておりますので、それはまた後ほど議員さんの中で話ししていただいたらいいかと思うんですけど、離島架橋に関して鳥羽市議会として、今から朗読させていただきますが、それについてご意見等いただければと思います。よろしいでしょうか。

○木下順一議長 どうぞ。

○岩井事務局長 ざっと朗読だけさせていただきます。

該当箇所というのがあります。4ページの5、分野別振興策、（1）交通通信の確保というところがあります。

「○離島架橋については・・・」とあるんですけど、「特に鳥羽市、志摩市並びに島民を含めた県民の合意形成の状況を見ながら、その必要性と方向性について検討していきます」という形で三重県さんの計画でパブリックコメントがかけられていましたので、いささか弱いのではないかという形で、意見として「本市においては、平成19年に答志島3町の住民により答志島架橋建設促進協議会が組織され、架橋建設の早期実現に向けた要望活動や県民、市民に対する啓発活動を実施してきました。また、平成21年には県議会においても離島架橋

早期実現の請願が全会一致で採択されているところではありますが、今回の計画案には、『その必要性和方向性について検討していきます』とあり、これまでの活動が認識されていないような記載となっています。

昨年11月には、『離島振興法の一部を改正する法律案』が可決成立し、都道府県の離島市町村への支援に対する努力義務が規定されただけでなく、本土と離島、離島と離島、離島内の交通通信を確保するため、橋梁の整備及び情報通信産業の振興が基本方針に追加されました。

離島架橋は、島民の生命と生活を守るライフラインとしてだけでなく、地域産業や生活圏の広域化を促す大変重要な役割を持つことから、三重県として架橋実現に向け積極的な活動となるように計画を策定していただきたい」というような意見を持っていきたいという形で作成させていただいたところでもあります。

一旦、これをお願いします。

○木下順一議長 今、局長のほうから架橋のところの部分について朗読していただきました。

この件について、何かご意見ございましたらお願いしたいと思います。

世古議員。

○世古安秀議員 これを修正して、私は提出するというのは賛成です。

先般、行政常任委員会のメンバーで東京へ行って鈴木英敬衆議院議員に会ってきたときでも、鈴木英敬さんのほうは、こういうパブリックコメントに対して議会からも議員個人からも、どんどんと市民からもコメントを出してもらうようにというふうな声もいただいておりますので、鳥羽市議会が全会一致として、この改正案に対してのパブリックコメント修正案を出すということは大賛成であります。

以上です。

○木下順一議長 今、架橋のところだけご意見をこのように出そうとしておりますけれども、文言等々についても何かありましたら、ご意見いただければと思いますが。

濱口正久議員。

○濱口正久議員 これ、離島振興計画の三重県の計画案に関しては、何回か住民の方等々と協議させていただいて、ここはもう離島架橋については、このように方向性について検討していきますというだけではなくて、しっかりと前向きに実現に向けて取り組んでいきますというところに「ぜひとも」という声があって、こういうふうに書いていただいたので、今回この意見書の中に「離島架橋は、島民の生命と生活を守るライフラインとしてだけでなく、地域産業や生活圏の広域化を促す大変重要な役割を持つことから、三重県として離島架橋実現に向け積極的な活動となるように計画を策定していただきたい」というふううたっていただいておりますので、私もぜひともこれを上げていただきたいなど、皆さんにご承認いただきたいなと思います。

○木下順一議長 分かりました。

先ほど皆さんのお手元へ配付させていただいた資料ですけれども、これは執行部のほうが副市長がさきに言っていた論点2のところなんかは、ちょっと随分と後ろ向きなお答えをいただいとるようなので、これに関しても、我々としても何とかもう少し積極的な文言にという思いから、今日のこの全員協議会を開催もさせていただいております。

副議長。

○河村 孝副議長 事務局と議長から説明ありましたが、それ以外のところで、今までの流れとして、鈴

木英敬——今代議士ですけれども——県知事で、一見知事という流れの中で、市長はその都度離島架橋についての1対1対談で申入れをしています。その都度返ってくる返事が地元のコンセンサスをというところをしきりに知事としては答弁していました。この前あった一見知事との水産研究所の1対1会談では、時間もなかったこともあるんですけれども、ちょっと知事、半笑いで返答されて「もう離島架橋はなあ」みたいな感じの態度やったんです。ちょっと私は、そこで、かちんと来たんやけれども、もう時間もなくて、市長も何も言わなかったんで、そのままだったという経緯もあります。そのときも地元のコンセンサスをと。

正久議員紹介あったように、今回この振興計画をつくるに当たって協議会を立ち上げて、地元の議員さん、地元の関係町内会長、皆さん入っていただいて、全会一致で文言を決めて、その鳥羽市案として県へ提出したと。その文言を離島架橋のところだけ削って、また元へ戻したという不思議な作業があったわけです、今回。それは、どないなつとんねんというところで、早速、副市長と企画の斎藤君と木下君一緒になって、県へ出向いて南部地域活性化局と話ししたというのがこの議長が説明してくれた流れなんですけれども、そこでの論点1のところ、パブリックコメントが急に行ったわけです。鳥羽市案として加筆して出した意見をカットした素案で行きますよという返答も鳥羽市側にはありませんでした。いきなりパブリックコメントが始まりましたという事務的な手続について、まず、どういうふうになつとんやというところで県に申し入れたそうです。

そしたら、いや、もうそういった手続、申し訳なかったというところは、論点1のところについては、向こうも不備を認めたというところなんですけれども、論点2のところについては、もう南部地域活性化局としては、もういかんともしがたいというようなところで、何かしらの意思と力が働いて返答しないわけです、鳥羽市案をですね。それで議長と相談して、もうこのままではいかんと。議員それぞれの方々に、パブリックコメント、市民の人に書いてもらうのもいいんですけれども、もうそれよりは、ぜひ鳥羽市議会として、まとまった意見を県へぶつけたほうがよりインパクトがあるだろうというところで今回の運びになったというところなんです。

今、本当に離島架橋のところについての三重県の動きは本当におかしいです。それをしっかり市民に伝えて、鳥羽市議会は、そうや、それは認めないと。しっかり鳥羽市案を検討して、離島振興計画に入らなければ架橋の早期実現もないわけで、この振興計画に入れないということは、架橋をやめませんかと言われるのと同義になるのではないのかなというふうに私は非常に危惧しております。

なので、ここはできる限りのことを皆さんのお力をかりて、三重県へ鳥羽市の意見をぶつけていきたいなというふうに考えております。

大まかな流れは以上のところなんです。

○木下順一議長　それで、鳥羽市は離島を持っているということで、全国の離島振興議長会というのが入っておりまして、今、その振興会の事務総長という方が元三重県副知事の望月さんがやられておるんで、この前2月9日に、私も事務総長に三重県と離島架橋に関しての文言のそごがちょっとあるということで相談もさせていただきました。

結論から言いますと、やはり議会であるとか、市民であるとかが動かなければいかんやろというようなアドバイスであったように思っております。ということから、我々鳥羽市議会としても今副議長から説明があったように、何らかアクション起こしていかないと、この離島振興法は10年延びたとしても、架橋までつながら

ないのではないのかなというような思いであります。

ぜひこれで、この文言でご承認いただければ、三重県のほうへ上がっていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

浜口一利議員。

○**浜口一利議員** 私もこの三重県の今回の離島振興計画に本当に期待を持っていたところなんです。

10年前も架橋については、ほかのところも、ようけあるんですけども、観光面とか、いろんなところでもう少し踏み込んで、協議のところでもう少し踏み込んで離島振興計画の中に入れてもらうといいんですけども、特に架橋の部分、もう10年前も20年前も同じ文言なんで、もう「県民の合意と離島住民の合意」、それだけの文言なんで、全くそこから進んでいない。今後に及んでも同じ文言、こんなことで、ちゃんと計画の中で10年ごとにどんどん進捗が図れるということであれば、今の時代ですもんで、なかなか実現に向けて歩みが遅いかも分かりませんが、全く進んでいない。もう後退しているような文言ばかりなんで、ここは、やっぱり鳥羽市議会の総力を挙げて何か形として示してほしいなど、本当にそのような強い思いがあるわけなんで、先般、答志島の町内会長さんらと英敬代議士のほうに尋ねたときも、今回国のほうからのこのようなことを計画の中に入れてなさいよという中で、架橋にも初めて付け加えてもらえたんですけども、全く三重県は、それを無視してというような状況なんで、この場に及んで何よ、これ、というような今回の離島振興計画だったところなんで本当に憤慨しているところです。そんなところです。

○**木下順一議長** あとはよろしいでしょうか。

瀬崎議員。

○**瀬崎伸一議員** 1月の何日かにあった全員協議会で鳥羽市が出した素案のようなものが出ていたと思うんです。前回見たところはこのように書いてやってほしいんだといったところに、いわゆる島民の命を守るライフラインやというところをびゅっと消されておったと思うんです。

今回書いていただいているこの意見の中に、あえてその表現を入れられていないんだろうなと思うんですけども、いわゆる交通通信というようなところに切り口を置いてしまうと、いわゆる通信ができればいいのというような何か濁し方をされてくるのはすごく嫌やなあというイメージを若干持っていたんですけども、要は離島の架橋があれば、本土とつながっているということはライフラインがつながっているということだよということをうまく表現できない……。ごめんなさいこれは感情論かもわからないんですけども、何かこう欲しいなというのが率直な感想ですけどもね。

(「陳情書に意見書案にライフライン書いとるもんで」の声あり)

(「ライフライン入れてくれてあるんですね」の声あり)

(「一番下のほうに」の声あり)

○**木下順一議長** 戸上議員。

○**戸上 健議員** 勉強会のときに、僕、ちょっと正副議長と一利さんでしてと言いましたけれども、それもう撤回します。

これは、もう全議員首そろえて知事室へもう乗り込んで、これ談判せなあかんというふうに思います。もう鳥羽市議会のすごみとかさ、それを知らさんと、これを読んでさ、知事はこれ歯牙にもかけないような態

度やわねというふうに僕思う。何らかのアクションを議会で起こすべきやというふうに思います。

○木下順一議長 ありがとうございます。

一利議員。

○浜口一利議員 言い足らんかったことがあって。

島民の合意形成、県民の合意形成というところも書いてあるんですけども、平成21年に県議会において全会一致で離島架橋の早期実現の請願も採択されていると。

これ、やっぱり県民の合意形成そのものでしょう、これ。これがあえて平成21年にあるのに、今もって県民の合意形成って、本当に三重県の県議会というのは、どこを代表しての議会なんですかと言いたいです、本当に。

(「そうや。知らんのやそれ」の声あり)

○浜口一利議員 知らんというのも、とんでもない話なんで。

以上です。

○木下順一議長 ほかはよろしいですね。

(「はい」の声あり)

○木下順一議長 世古議員。

○世古安秀議員 これを全会一致で決めて、その次の段階としてどういうふうな、どこへ、これデータもらったのは県議会の議長名宛てに、前野和美さん宛てに文書になっていますけれども、知事にも行って、議長、あとはどういうところへこの陳情書を届けるのか、その辺はちょっと分かっていたら、そういうのを教えていただけますか。

○木下順一議長 一応この案をお認めいただいて、まず、お認めいただいたら、2月16日に志摩市議会の議長にお会いをしてきます。できれば足並みをそろえていただだけませんか。午前中、副議長からもちらっと説明があったかと思えますけれども、2月16日に志摩市議会議長、2月20日に県庁南部地域活性化局長、それと県議会の総務地域連携デジタル社会推進常任委員長——石垣常任委員長さんですけども——のほうへ、今のところ、正副議長と離島議員の両濱口議員、それに三重県議会議員の野村県議にお願いをしております、2月20日は三重県議会議長は不在ですので、ちょっとお会いできないので、三重県議会へ陳情書として提出を予定しております。あと、市長のほうは知事とアポ取っているような、町も三重県議会も議会が始まっているので、なかなか合う日がないというんか、の中で、こういう日を決めさせていただいたんですけども。

○世古安秀議員 知事にも渡すんやね、その辺。これも県民局のほうから知事のほうへ渡すんか。やっぱり、直接会って、知事に言わなあかんと思うんですけども、その辺はどうですか。

○木下順一議長 副議長。

○河村 孝副議長 補足ですけども、一応知事と市長が会うときに、我々正副も同行させてほしいというところで伝えてありますんで、もちろん、スケジュール合わせて20日以降で調整をしてくれているらしいんですが、なかなか知事のスケジュールがこちらへ返ってこないという状況で、今事務局、調整してくれているんですけども、もちろん、知事にも直接直談判もしたいというふうに思っております。

それと、担当課と話している中で、もし今回皆さんにこれをお認めいただければ、この全会一致の陳情書と

意見書だけではなくて、SNSやられている方は、パブリックコメントが1件でも多いほうが良いというふうなところを担当課は言っていましたので、ぜひ情報発信していただいて、市民の方にも呼びかけていただいてパブリックコメントをぜひお願いしたいなというふうに思います。

以上です。

○木下順一議長 世古議員。

○世古安秀議員 ぜひ知事に会って、この副市長の論点2の最後のほうにもっと厳しく、知事レクのときには、もっと消極的な意見とするよう指示もあったというふうなことが書かれていましたが、とんでもないことで、それに対してのきちっとした要請というのをしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○木下順一議長 ありがとうございます。

では、意見書、陳情書、この文面にて提出させていただくということよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○木下順一議長 ありがとうございます。

では、その先ほど言ったスケジュールで三重県のほうへ掛け合っていきたいと思っております。

続いて、事項書2の中世古泉議員の無免許運転及びその後のもろもろの事案についてご協議を願いたいと思います。

最初に、事務局のほうから経緯等について説明をお願いします。

局長。

○岩井事務局長 これもデータのほうで、A4の横書きで年末から少しありました。実はプライベートなことがあったんですが、それは除いてありますので、公表できるようなものだけ記載させていただいています。

中世古泉議員に関する政治倫理基準の抵触の疑いについてということで、1番、自動車運転免許証の失効での運転、2番目、12月会議における無断欠席、3番目、本会議、委員会における資料の不携帯ということで、ご存じの議員さんもいらっしゃるんですが、全体の全員協議会で報告するのは初めてですので、上から説明させていただきます。

令和4年11月30日水曜日なんですが、実は別件で議長室に、正副議長のところへ、中世古議員をちょっと注意することがありましたのでお呼びしました。そこで自動車の運転免許証を見せてくださいという話があって、免許証の失効をそこで確認しました。そこで、もう車運転したらいかんよという指摘はさせていただいたんですが、その日の午後、議員は自分で運転して帰られたというのを実は議員さんと職員が目撃したということがありましたので、鳥羽警察署のほうに、こういう事案がありますんで、どうしたらよろしいですかという形で相談をさせていただきました。

実は、中世古議員、この後12月9日には免許は更新はされています。ですので、今は免許持っています。令和4年12月7日、鳥羽警察署のほうから木下議長と河村副議長にちょっと事情聴取がしたいということで、鳥羽警察署のほうに出向いて約2時間ほど、お二人のほうには事情聴取をしていただいています。その後、12月9日、浜口一利議員と職員某1名と私が鳥羽警察署に、またこれも呼ばれまして事情聴取を、これも2時間程度受けております。今のところ捜査中という形です。

続いて、12月19日、これ12月の会議の閉会日になるんですが、この日も欠席されました。実はこの日も連絡がございませんでした。ただ、12月議会、欠席した日もあったんですが、6、7、8日と欠席したんですが、その日は連絡が朝からありましたので、体調が悪いという形で。今日と同じ、体調不良やもんで、ちょっと休ませていただきたいと連絡がありました。

令和5年1月23日です。これ本会議並びに委員会なんですが、タブレット及び議案等の資料を持参しなかったということで書かさせてはいただいたんですが、これまで幾度となく、委員長、議長からも指摘して、資料を持ってきてくださいという話があったんですけども、持ってこなかった、という形で書かさせてもらっています。本来なら、今日ここに中世古議員がいて、政治倫理条例の自分の疑義は釈明していただきたいという話は、実は昨日電話がありましたので、お電話させていただいたところなんです。こういうことをしますので、ここで弁明、釈明をしてくださいという話やったんですが、体調不良ということで、朝から休むという形になっています。

この政治倫理に抵触しないかという形は、下には書かさせていただいたんですが、鳥羽市議会の政治倫理条例4条の第1項第8号に道路交通法の市民の安心安全を脅かす行為、及び第9号の市民全体の代表として、品位と名誉を損なう一切の行為をしないこと。

現議員さん、去年の中世古議員の辞職勧告決議案等々ご存じですので、今年についてもこういう行為がありましたという形で報告をさせていただきます。

以上です。

○木下順一議長 ありがとうございます。

付け加えますと、年が変わって1月6日に、本人から12月19日の無断欠席の件をわびたいということで議長室へ来ました。いろいろお話しする中で、一回けじめをつけようということで、辞職願を彼には渡させていただいております。その後、何も辞職願を持ってきたというあれはないんですけども、その部分だけ付けさせていただいております。

今事務局のほうから説明があったんですけども、この中世古議員の件について、今後どのようにしていくか皆さんご意見ございましたら、お願いをしたいと思います。

浜口一利議員。

○浜口一利議員 今の事務局長のほうから免許の失効についてのお話が主だったんですけども、それ以前はどうかという話なんで、この運転免許というのは、もう事実は事実なんですけれども、それ以外にも、もう一般質問はしないとか、委員会でも全く本当、委員らしく仕事もしてくれないと、当然ずっとあったわけなんですけれども、そんなことの中で政倫審も5回開いて、その準備の会議とかって、結構、鳥羽市議会としては大きな負担になった中で辞職勧告決議して、本当につらい思いの中で辞職勧告をしたところなんですけれども、全くそれにも動じないというか粛々とやるんです。

けども、その後の中世古議員の状況を見てみると、全く議員としての仕事ってできるはずがないような状況で、さらに、この免許の失効で運転している。これについて、私も一緒に話したところで、失効していると分かっちゃったもんで、車を運転してくる以前に見つけるとよかったですけれども、走ってくる時点で運転しているのを見て、私はこの車を止めようとしても無視していったというぐらいで、そんなこともあるもんで、

辞職勧告もみんな本当につらい思いの中で辞職勧告したところなんですけれども、改善も見れない。

だけでも、このままでええのかどうかというあたり、やはり鳥羽市議会としては、もうちょっと何らかの懲罰というとあれやけれども、何らかの議会としても、もうちょっとちゃんとやってくださいよという意思表示は必要であるのではないかなと思っているところなんですけれども、その方法については、いろいろあると思うんですけれども、さらに何かいい辞職勧告みたいなのがあれば、突きつけてやりたいような、本当そんな思いがあるわけなので、このままずるずる、もう4月で改選やで、もうええやねえかということではいけないと思うんで、そのあたりも踏まえて、いろいろ話をしてほしいなと思います。

○木下順一議長 もう改選を控えて皆さん忙しい時期ではあるんですけれども、もう目に余るような状態なんで、あえてここへ議題として上げさせていただきました。

濱口正久議員。

○濱口正久議員 これ、中世古議員の今まで行動とが今回の自動車免許失効も踏まえて、議会人としての、非常に鳥羽市議会としての品位を落としているのは間違いなくて、それに対して何らかのアクションを示さないとということも市民からも疑問が残ると思うので、何らかのアクションを起こすべきだと思います。

これ、倫理審査会を開いていただいているような、もう完全に条例に触れている行為を何回か行って、その都度、前回以降からも、こういうふうなことは繰り返し行われているので、そこはしっかりと対処していただきたいなというふうに思います。

○木下順一議長 戸上議員。

○戸上 健議員 事実確認ですけれども、鳥羽警察署へ2回行って、2時間ぐらい事情聴取受けたわけですが、警察として立件をするということなんでしょうか。それとも警察は聞き置くということなんでしょうか。

これ12月、もうこれ2か月たつわな。2か月たって、何らかの警察から正副議長に対する説明なんかはあったんでしょうか。

○木下順一議長 局長、これはちょっと放送では言えんかな。終わりましたら、また……。

副議長。

○河村 孝副議長 ごもったもな質問でありましてですね。皆様に公表するタイミングもそうなんですけれども、事が起こった日が11月30日から、もう今まで随分たつとるやないかというところで、皆さん不思議に思われていると思うんですけれども、実際、そこから鳥羽警察のほうはずっと捜査をしていました。

私と議長、一利議員と市の職員と局長というところで、目撃者なり前後の流れでのところでの一連を裏づけるための事情聴取の内容でありました。その後についてなんです、その後については、警察とその上の検察との話になりますんで、この場では、放送の上ではなかなか難しいのかなというところ。

ただ、捜査は一区切りがついたと議長と相談しまして、判断をして皆様に公表するというのがこのタイミングになったということでもあります。ちょっと放送に乗っている分では、ここまでで勘弁していただきたいなというふうに思います。

○戸上 健議員 分かりました。

そうすると、今の説明からすると、交通違反事犯として警察のほうで立件すると、逮捕に至るというようなところまでは至らんということですね。

ですから、議会として政倫審か倫理条例に則して対応せえということになったという理解でよろしいんやな。それは分からん。

○木下順一議長 副議長。

○河村 孝副議長 立件なり逮捕なり、どういう言葉が正しいのか分からないんですけども、起訴なり、不起訴なり、起訴猶予なり、いろいろあると思うんですけども、それはどこまで行っても検察の判断することなんで我々で決められるものではありません。警察からそこまで行っているのかどうかも、まだ正式には、私と議長聞いておりませんので、ただ、捜査の一区切りはついたというところの表現でしか言えませんけれども、このタイミングになったということでもあります。

だから、今後どういう処罰が下るのか、下らないのかも含めて、それは鳥羽市議会の関知するところではないと。起きた事実に対して、政治倫理条例に対して基準違反と議員の責務を逸脱した行為があったのかどうかというところを無免許運転、前回の辞職勧告決議案が出てからの議員の資質、委員会に取り組む姿勢というものを皆さんで総合的に判断して、この場でご議論いただきたいなというふうに思います。

以上です。

○戸上 健議員 分かりました。

もう一つなんですけれども、本会議にジャンパーで出席して、それで議長の指導か監督か、指導を受けられどもさ、僕は、うちの先輩議員からもう30年近く毎議会、本会議を傍聴したり参加したりしとるけれども、あんなジャンパー着て本会議に参加した議員というのは、過去にただ一人もおらへんだよ。一体議会の品位というのは何と心得ておるか。これも僕は倫理条例の議会の品位を守るというのに抵触するんやないかというふうに思うんです。

それから、もう一つですけども、資料を議案を審議する委員会に——行政常任委員会でも予算決算常任委員会でもそうやけれども——持ってくると。それで持ってこんと。僕はもう放っとけさといって何回も言うんやけれどもさ、もう甘いと思うんやわ、対応が。持ってこん場合はさ、事務局が保管してあるというものを、予備のやつを彼に渡すわけやわな。もうそれに慣れてしもうてさ、もう全然持ってもこんと、しゃあしゃあとしとると。それで、僕の横に座ったときにさ——借り物やろ、それは——借りたものにさ、何やらわけの分からんことを書いておるけれどもさ、あれもやな、他人のものをさ、事務局が本来保管すべきものを私物化しとるわけやわ。それもさ、この倫理条例からしたら、議員の品格・品性に僕は反しとるというふうに思うんですわ。

それから、また後の議論になるかも分からんけれども、僕も彼と同期やもんで、横に座って、問題になつとるときにさ、終わってから、泉ちゃん、もう潔くもう辞めたらどうやと言うたんやけれども、そのとき、戸上さん、そんな、今、わし辞めたら食うていけへんねやわと、死なんならんのやわと言うわけですわ。

ということは、もう彼が議員を続けている唯一の理由は、議員歳費を得るためであって、議会で議員としての質疑したり、一般質問に立ったりという本来の活動をしようとする態度も意識も僕はゼロやというふうに思うんですわ。

ですから、辞職勧告決議に付随して、実利的にそれをストップさせる条例が必要だというふうに思うんですわ。前も長期病欠議員の議員歳費カット条例というのを議会で提案して、それも今生きています、通りました。

それを改正して、長期病欠議員・議員辞職勧告決議を受けた議員の議員歳費のカット条例というふうにして、勧告を受けた議員は9割カットとか95%カットとか、そういうものにすれば、彼もうすぐに辞めるというふうにするんです。すぐに辞めて、ほかの仕事に就くというふうにするんですわ。そやもんで、もう実利的に議員を続けている意味がないと、実利がないということをせんと、彼はもう絶対辞めやんと思うんですわ。カエルの面に何とかということですから、と僕は思うんです。

○木下順一議長 副議長。

○河村 孝副議長 戸上さんおっしゃるとおりだと思います。

条例の書換えもやぶさかではないんですけども、恐らくその辞職勧告決議案を受けた議員に対する歳費の減額というのは、法律上認められない。

(「あ、そう」の声あり)

○河村 孝副議長 今のルールにおいては、それが除名もしくは登院停止ですね。議会へ登庁してくることを停止すると。それによって欠席扱いになって、議員歳費がカットされたという判例に対しては、それは、議会は行き過ぎですというところの判例が今までに出ているという文献を読んだことがあります。なので、やっぱり除名に値する事項以外のところで、そこを下げにいくというところは、本人の同意なしにしては、なかなか難しいところではないのかなというふうに思います。もう少し法的な煮詰め方が要るのではないのかなというふうに思います。

○木下順一議長 ほかにご意見ございませんか。

世古議員。

○世古安秀議員 ダブるかも分かりませんが、私、予算決算常任委員長をさせていただいて、毎回毎回資料を審議するためには資料を持って、あるいはiPadとか、資料を紙ベースを持って審議するのの姿勢を見せるというのは、議員として当然の当たり前の最低限のことなんですけれども、それもなかなかされていなくて、私、毎回マイクが入る前に注意したり、あるいはマイク入ってから何回か注意しても、なかなかそれも全然改善されないというところで、中世古議員については、そういう判断能力がもうできないということですか、私にはもう受け止められないんですよ。そういう判断ができないという議員に対しては、今の現状では、もう一度辞職勧告決議案を出して、議会としてもそれに対しては、これまでも1回目出したんですけども、引き続いての行動を見ていると、とても改善しようという努力のかけらもないというところで、もう一度出して、議会としてのけじめをつけるべきだというふうに思います。

以上です。

○木下順一議長 今、世古議員のほうから再度議員辞職決議案ですか、それを出すべきということですけども、それに至るまでにいろいろ手続があらうかと思うんで、もうタイトな時間の中で、何かいい方法がないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

世古議員。

○世古安秀議員 付け加えさせてもらいますけれども、政治倫理審査会を開くと、メンバーを招集したり、開会したり、また審査の日にちを決めたり審議したりというふうなところも必要になるかと思っておりますけれども、1回目のときは、そういうふうは何回か、5回かね、開きましたけれども、それを省略した方法での審査会か、

○山本哲也議員 そう、そうですね。規則的に、それが出せるわけですよ、3名以上であれば。その確認だけかなと。

○河村 孝副議長 それが政治倫理条例違反に対する審査請求というところになると、政倫審を設置しなければならない。

ただ、議員発議として動議を出すというところでの辞職勧告決議案ということであれば、政倫審を設置しなくてもルール上はいけるというふうに思っています。

そこをどのようなプロセスを踏んで、決定していくのかというところを皆さんで決めていただければというふうに思うんですけども、例えば先ほど議長がおっしゃっていただいたように、政倫審を開くにしても、本人に事実確認と弁明の機会は一度は設けなくてはならないというルールがありますんで、例えば政倫審を開かなくても、議会運営委員会、それぞれの委員会の長がみえますんで、委員会での注意、これまでの彼の態度というのは、それぞれの委員長さん皆さん、もう把握されていますんで、その事実確認並びに今回の無免許運転の弁明というところをヒアリングして、もうそれで、こちらも粛々と辞職勧告決議案を出すというところを一度議運に諮っていただいて、進めていただくのが一番スマートではないのかなというふうに思います。

決して政倫審を設置するというところを否定するものではないんですけども、その辺を審査請求して政倫審を開くのか、しないで、例えば議運に諮って発議をするのかというところを皆さんでご議論いただければというふうに思いますけれども。

○木下順一議長 いかがいたしましょうか。

（「意見の出てない人にもちょっと聞いてもらったら」の声あり）

（「1個確認なんですけれども」の声あり）

○木下順一議長 山本議員。

○山本哲也議員 すみません。これ、今後責任を明らかにしなければならない場合というのは、この疑惑を招いた場合という書き方じゃないですか。例えば、じゃ、無免許運転やりましたというのは、もう疑惑ではなくて事実なんですよ。そういった場合も、僕さっきから言ってる弁明には当たらんやろうという、うっかりしていましたとかという、それぐらいの話になってきたところで、多分それぐらいしか言えへんと思うんですよ。そんな関係なしに、もうその失効中に運転をしてしまったという事実に対しては、もうすばっと出せるんじゃないかなと思うんですけどね。ほかの我々今まで見てきた部分、粛々とやりますとか、前回の辞職勧告決議案を受けてされた彼がそう言うてからの態度については、疑惑の部分もあるかもしれませんが、そういうふうな弁明をさせるところは、そっちやったら分かるんですけども、無免許運転をしてしまったことに対するところの弁明なんていらなくて、我々議会がこの事実を受けて、どういう判断するかだけで、僕はいいんじゃないかなという感じがするんですけどね。

この一つだけで、もう十分に僕は辞職勧告決議案を出せるだけの材料になると思って、あとの部分は、不足と言えば不足になってくるんですけども、しかもこうよねっていう、なんで、一つこれだけでも出してしまうことはできるんじゃないかなとは思っています。

○木下順一議長 副議長。

○河村 孝副議長 道交法違反のところだけというところなんですけれども、そういった事実がありましたと。

例えばですね、うっかり、本当にうっかり免許を失効させてしまって、無免許運転をしてしまったというところ、今回は違うんですけれども、そのうっかりに気づいて、注意が議長からあって、それを承知でその日のうちに車に乗って帰ったというところで、悪質な故意にそういうことをやっているというところにはなるんですけれども、なかなか道交法事犯だけを切り取って、するということよりも、私は違う人の発言に前回の辞職勧告決議案がああいうことがあって、全会一致で議会から辞職勧告決議案が出たにもかかわらず、議員としての審査に臨む態度、委員会に臨む態度、また再三議長から注意受けている事項等々を含めて、もう議員にふさわしくない。ましてやですね、私は直接聞いてないんですけれども、また次も出たいというふうに本人は言っているといううわさもあります。そういったところも含めて、鳥羽市議会としての意思表示として、辞職勧告決議案を議決というところは、道交法のところを切り取るだけじゃなくて、議員としてのそのものの資質というところと、今回あった道交法違反の事犯を総合的に判断した中で、皆さんに鳥羽市議会としての明確な意思表示をしていただくのがよいのではないのかなというふうに思っています。

以上です。

○木下順一議長 そんなんで、先ほど言ったように、議会運営委員会を一回開いていただいて、そこへ本人も来ていただいて、意見なり聞いた上で、そこで辞職勧告を本会議場で突きつけたらいいのかなとは思うんですけれども。

(「方法的にはどうや。事務局どんな形で」の声あり)

○岩井事務局長 一番直近ではですね、3月議会のための議会運営委員会が2月24日10時から予定されていますので、そこに、議運、午前中に多分終わると思いますんで、その後、本人をその日に呼び出して、議会運営委員会のメンバーの中で一応本人の弁明というか、ただして……。

(「事実確認」の声あり)

○木下順一議長 2月24日の議会運営委員会のほうへ諮らさせていただくということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○木下順一議長 ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

以上で本日の協議事項は全部終了いたしました。

これをもって全員協議会を散会いたします。

(午後 2時17分 散会)

議長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和5年2月15日

鳥羽市議会議長 木 下 順 一